

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課)	833
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○公共測量の終了 (〃)	834
○道路の供用開始 (丹後土木事務所)	〃
公 告	
○土地改良区清算人の就任届 (丹後広域振興局)	〃

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	834
○土地区画整理組合の設立認可 (都市計画課)	835
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施	836
公 安 委 員 会	
○落札者の決定	839

告 示

京都府告示第578号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府医師国民健康保険組合の規約の変更を令和7年11月12日認可した。

令和7年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
富田林市

京都府告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

与謝郡与謝野町字下山田小字ドヤガ谷2032の1、2033、2034、2034の1、2035、2035の乙、2038、小字

庄谷7001の2、7002から7004まで、7004の1から7004の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字ドヤガ谷2034(次の図に示す部分に限る。)、
2034の1、2035、小字庄谷7001の2・7003・7004
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用

する同法第14条第 1 項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である綾部市長から通知があった。

令和 7 年11月28日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
綾部市睦寄町地区
- 2 測量の期間
令和 7 年11月28日から令和 8 年 3 月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（3 級基準点測量）

京都府告示第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の地域の公共測量（令和 6 年京都府告示第451号）が令和 7 年 1 月31日終了した旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和 7 年11月28日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
舞鶴市字泉源寺地内

京都府告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年11月28日から令和 7 年12月12日まで縦覧に供する。

令和 7 年11月28日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 178号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ 10151の44から	令和 7 年11月28日
京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ 10150の15まで	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

網野町字網野土地改良区の清算人の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する第18条第18項の規定により、次のとおり就任した清算人の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年11月28日
京都府知事 西 脇 隆 俊

就任した清算人

住 所	氏 名
京丹後市網野町網野825	梅 田 和 男
〃 〃 〃 350の 3	沖佐々木 義久
〃 〃 〃 293の 3	谷 口 栄 司
〃 〃 下岡148	中 江 泰 之
〃 〃 浅茂川1930	能 勢 義 男

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第 3 条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 7 年11月28日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社城南工建
代表取締役 後藤 将浩
城陽市中芦原27番地の 1
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）

- 3 林地開発行為をしようとする区域
綴喜郡井手町大字多賀小字北白坂 8 番地ほか（次の図のとおり）
城陽市市辺大谷13番地ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
6.7ヘクタール
- 5 期間
(1) 林地開発行為を行う期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	綴喜郡井手町大字多賀及び城陽市市辺の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	城陽市市辺の一部に存する範囲（次の図のとおり）	国道307号との出入口に交通整理員を配置する。 車両の通行時間は、午前 8 時30分から午後 4 時30分までとする。
騒音の発生	綴喜郡井手町大字多賀及び城陽市市辺の一部に存する範囲（次の図のとおり）	区域外周部に緩衝帯を設け、騒音の防止に努める。 車両の通行時間は、午前 8 時30分から午後 4 時30分までとする。
濁水の発生	綴喜郡井手町大字多賀の一部に存する範囲（次の図のとおり）	沈砂池を設置し、泥水を沈下させた後に場外に配水する。 雨天時は、作業を中止する。
河川水量の増加	〃	調整池を設置し、流量を調整して場外に排水する。
粉じんの発生	綴喜郡井手町大字多賀及び城陽市市辺の一部に存する範囲（次の図のとおり）	粉じん発生のおそれのあるときは、散水を行い、粉じんの飛散を防止する。

- 8 縦覧場所
(1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森 7 の 6

- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- (4) 井手町産業環境課
綴喜郡井手町大字井手小字東高月 8 番地
- (5) 株式会社城南工建
城陽市中芦原27番地の 1
- 9 縦覧期間
令和 7 年11月28日（金）から令和 8 年 1 月 5 日（月）まで
- 10 意見書の提出期間及び提出先
(1) 提出期間
令和 7 年11月28日（金）から令和 8 年 1 月19日（月）まで
(2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
（「次の図」は、省略し、その図面を 8 の縦覧場所において縦覧に供する。）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第 1 項の規定により、精華町蔭山・水落土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 7 年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 組合の名称
精華町蔭山・水落土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和 7 年11月28日から令和11年 3 月31日まで
- 3 施行地区
相楽郡精華町大字南稲八妻小字蔭山、小字水落、小字尻谷及び小字堂所の各一部並びに精華台一丁目の一部
- 4 事務所の所在地
大阪市中央区北浜四丁目 7 番28号 三井住友建設株式会社大阪支店内
- 5 設立認可の年月日
令和 7 年11月28日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公告の方法
1 の組合の事務所の掲示板及び精華町役場の掲示板に掲示して行う。

公 営 企 業

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 7 年 11 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式

イ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達 一式

ウ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達施設及び調達期間

ア (1) のアに係る調達

洛西浄化センター

長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

イ (1) のイに係る調達

(ア) 木津川上流浄化センター

相楽郡精華町大字下狛小字棕ノ木 97 番地

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(イ) 相楽中継ポンプ場

木津川市相楽高下 4 番地 9

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ウ (1) のウに係る調達

(ア) 宮津湾浄化センター

宮津市字獅子 10 番地

令和 8 年 4 月 9 日から令和 9 年 4 月 8 日まで

(イ) 獅子崎中継ポンプ場

宮津市字獅子崎小字大苗代 195 番 4

令和 8 年 4 月 8 日から令和 9 年 4 月 7 日まで

(ウ) 鶴賀中継ポンプ場

宮津市字鶴賀 2158 番 7

令和 8 年 4 月 2 日から令和 9 年 4 月 1 日まで

(エ) 須津中継ポンプ場

宮津市字須津小字大藪濱 1967 番 1

令和 8 年 4 月 17 日から令和 9 年 4 月 16 日まで

(オ) 四辻中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字四辻小字青田 630 番 2

令和 8 年 4 月 11 日から令和 9 年 4 月 10 日まで

(カ) 堂谷中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻 41 番 3

令和 8 年 4 月 22 日から令和 9 年 4 月 21 日まで

(4) 契約期間

契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。

なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 11 月 28 日（金）から令和 8 年 1 月 7 日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 7 年 12 月 31 日まで及び令和 8 年 1 月 2 日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1) の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 7 年京都府告示第 4 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」一小分類「電力」

(3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告

書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

- (4) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札に参加しようとする調達施設に要する電力量の供給を昼夜を問わず行うために十分な電源を確保している者であること。
- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(3)のアに同じ。
- (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

- (3) 提出書類
提出書類の詳細は、入札説明書による。
- (4) 確認通知
入札参加資格の確認結果については、別途通知する。
- (5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。
- (イ) 提出書類
原則として、京都府ホームページ「特定調達

契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

- (ウ) 提出期限
令和 7 年12月10日（水）午後 5 時
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(3)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖化対策係
電話番号（075）414-4830

- (イ) 提出書類
原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyoe2023.html>）からダウンロードすること。

- (ウ) 提出期限
令和 7 年12月10日（水）午後 5 時
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 8 年 1 月28日（水）午前 8 時30分から午後 5 時15分まで及び令和 8 年 1 月29日（木）午前 8 時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 8 年 1 月28日（水）午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

- (ア) 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課長

- (イ) その他
入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 8 年 1 月29日（木）午前10時15分

- (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに

入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力の供給に必要な一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、(1)のウの(ア)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(ア)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否
要する。

8 入札保証金
免除する。

9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保

証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。
ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

- (1) 1 から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この入札に係る令和 8 年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. Supply of electricity for Rakusai Wastewater Treatment Plant
 - b. Supply of electricity for Kizu River Upstream Wastewater Treatment Plant, etc.
 - c. Supply of electricity for Miyazu Bay Wastewater Treatment Plant, etc.
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, November 28, 2025 to Wednesday, January 7, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays from December 29 to 31, 2025 and January 2, 2026)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, January 28, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, January 29, 2026
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Wednesday, January 28, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Thursday, January 29, 2026

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第133号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年11月28日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量
レギュラーガソリン 84,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 9 月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
伊丹産業株式会社
伊丹市中央 5 丁目 5 番10号
- 5 落札金額
13,185,480円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 2 月14日